

配合飼料価格安定対策事業実施要領

農林水産省畜産局長通知

制定：令和5年6月22日付け 5畜産第775号

国際的要因に起因する配合飼料価格の大幅な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、公益社団法人配合飼料供給安定機構（昭和50年2月1日に社団法人配合飼料価格安定特別基金という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜産第303号農林事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところにより、配合飼料価格の高止まりが畜産経営に及ぼす影響を緩和するための緊急的な補填金の交付を行うものとする。

第1 緊急補填交付金の交付要件

交付等要綱第6第2項による緊急的な補填金の交付を行う必要がある場合における補填交付金（以下「緊急補填交付金」という。）の交付は、緊急補填交付金交付対象期（基準輸入原料価格（別紙算式アにより算出される価格をいう。）の算定の対象期間直後の四半期を指す。以下同じ。）において、次に掲げるアからエまでの要件（以下「緊急補填交付金交付基準」という。）の全てに該当する場合に行うものとする。

- ア 緊急補填交付金交付対象期の直前8四半期までの各四半期のいずれにおいても、通常価格差補填金の交付（配合飼料価格安定基金（交付等要綱第2の(1)に規定する配合飼料価格安定基金をいう。以下同じ。）の業務方法書により行われる通常価格差補填金の交付を指す。）が行われていること。
- イ 交付等要綱第6第1項(1)の要件に該当する場合における異常補填交付金の交付が行われないこと。
- ウ 緊急補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格が、直前の四半期の平均輸入原料価格の90%以上であること。
- エ 配合飼料価格安定基金が、別紙算式イにより算出された額又は別紙算式ウにより算出された額のいずれか小さい額（以下「総緊急補填額」という。）により補填交付金の交付を行うこと。

第2 緊急補填交付金の交付

- 1 機構は、業務方法書に基づき配合飼料価格安定基金に緊急補填交付金を交付するものとする。
- 2 配合飼料価格安定基金は、前項の規定により緊急補填交付金の交付を受けたときは、これを可及的速やかに当該基金に加入している畜産経営者に対して補填交付金として交付するものとする。
- 3 交付等要綱第7第4項に定めるところによる、交付等要綱第6第2項に該当した場合の配合飼料の単位数量1トン当たりの緊急補填交付金の額については、総緊急

補填額の2/5とする。

- 4 緊急補填交付金の交付に要する額は、緊急補填交付金に係る国の補助金の勘定（以下「緊急補填勘定」という。）から全額を支弁する。

第3 財産の区分経理

- 1 交付等要綱第25第1項に定めるところによる、財産の区分経理について、緊急補填交付金の交付に要する財産は異常補填準備財産に緊急補填勘定を設け、他の財源と区分して経理するものとする。
- 2 機構は、畜産局長の承認を得て、交付等要綱に定める補助金勘定及び緊急補填勘定について、相互に財産の繰り入れ及び繰り戻しを行うことができる。

第4 緊急補填交付金の交付の期間

- 1 緊急補填交付金の交付は、緊急補填交付金交付基準に該当した最初の緊急補填交付金交付対象期を含めて連続する3四半期（以下「緊急補填対象期間」という。）に限り、行うことができる。
- 2 緊急補填対象期間に緊急補填交付金交付基準を満たさなかった四半期については、当該四半期以降の緊急補填交付金交付基準の適用に関し、当該四半期において配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填金の交付が行われなかったものとみなして、同基準のアに定める四半期には該当しないものとする。

第5 業務方法書

機構は、緊急補填交付金の交付に係る業務方法書を作成するものとする。

第6 緊急補填交付金の不交付及び返還

機構は、配合飼料価格安定基金が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、緊急補填交付金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した緊急補填交付金の全部若しくは一部を返還させることとする。

ア 機構に提出した書類に虚偽の記載があったとき

イ 当該基金に加入している畜産経営者に対して、総緊急補填額に基づかない額により緊急補填金の交付を計画又は交付したとき

ウ その他機構に対する業務を怠ったとき

第7 その他

- 1 機構は、令和5年3月に国が交付した補助金のうち、令和4年度配合飼料価格安定対策事業補助金の額の確定の通知について（令和5年4月25日付け5畜産第110号農林水産大臣通知）により実績を確定した額について、緊急補填勘定に繰り入れるものとする。
- 2 令和5年度第1四半期における緊急補填交付金の交付について、別紙算式ウの適用については、A bの額に8,500円を加算する。

別紙

算式ア

$$P_s'' = \frac{\Sigma (P_1''iQ_1''i + P_2''iQ_2''i + P_3''iQ_3''i + P_4''iQ_4''i + P_5''iQ_5''i)}{\Sigma (Q_1''i + Q_2''i + Q_3''i + Q_4''i + Q_5''i)}$$

P_s'' : 求める基準輸入原料価格

$P_1''i$: 異常補填交付金交付対象期（交付等要綱に定めるものいう。以下同じ。）の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

$Q_1''i$: $P_1''i$ に対応する各月のとうもろこしの使用量

$P_2''i$: 異常補填交付金交付対象期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

$Q_2''i$: $P_2''i$ に対応する各月のこうりゃんの使用量

$P_3''i$: 異常補填交付金交付対象期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

$Q_3''i$: $P_3''i$ に対応する各月の大豆油かすの使用量

$P_4''i$: 異常補填交付金交付対象期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

$Q_4''i$: $P_4''i$ に対応する各月の大麦の使用量

$P_5''i$: 異常補填交付金交付対象期の直前10四半期に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

$Q_5''i$: $P_5''i$ に対応する各月の小麦の使用量

算式イ

$$A = P - P_s'' - C$$

A : 求める総緊急補填額（ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。）

P : 交付等要綱算式Ⅱによる、異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格

P_s : 交付等要綱算式Ⅰによる、基準輸入原料価格

P_s'' : 算式アによる、基準輸入原料価格

C : $P - P_s$

ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。

また、249以下の場合には計算に含めない。

算式ウ

$$A = A_b \times 3/4 - C$$

A : 求める総緊急補填額（ただし、50円単位とし、端数を切り捨てるものとする。）

A_b : 緊急補填交付金交付対象期の前四半期の総緊急補填額

ただし、緊急補填対象期間の1四半期目においては、その前の四半期における交付等要綱に基づく異常補填金交付額及び配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填金の交付額の合計とする。

C : 算式イと同じ